

昭和 53 年度

定期監査報告書

建設部 下水道課

福生市監査委員



定期監査報告書

福監発第 2504 号

昭和54年1月29日

監査の概要

監査の対象

福生市長

石川 常太郎 殿

福生市議会議長

岩田 博 殿

昭和53年4月1日から同年9月30日までの間に執行され

財務に関する事務事業

監査の期間

福生市監査委員 山下 久吉

昭和53年10月25日から 同

大野 行夫

昭和53年11月15日まで

監査の手続

昭和53年度第2回定期監査の結果について

監査の実施にあつては、下水道法に定める事務が法令

て（報告）

等に基づいて適正かつ効率的に執行され、その結果を主眼

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたの

で、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

① 受益者負担金について

② 水洗便所改造資金助成及び融資のあっせんについて

③ 指定下水道工事店について

④ 工事関係について

監査の結果



号 4022 第幾番

日 02月1年42 味

員市主計

選 浪太常 川 戸

員縣会審市主計

選 軒 田 峯

吉 人 丁 山 員委査審市主計

夫 谷 理 大 同

のたてけを査審員に1の支財の取を果るに1果ては自式

(岩井)丁

のたてけを査審員に1の支財の取を果るに1果ては自式

。をまじ吉辭のほうのたてけを果るに1の支財の取を果るに1果ては自式

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

建設部下水道課

2 監査の範囲

昭和53年4月1日から同年9月30日までの間に執行された財務に関する事務事業

3 監査の期間

昭和53年10月25日から

昭和53年11月15日まで

4 監査の手続

監査の実施にあつては、下水道課における事務事業が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、次の点について監査を実施した。

(1) 予算の執行について

(2) 受益者負担金について

(3) 水洗便所改造資金助成及び融資のあつせんについて

(4) 指定下水道工事店について

(5) 工事関係について

II 監査の結果

下水道課の所管業務は、後述する事務分掌のとおり多種多様な業務であり、これらの膨大な事務量にもかかわらず、担当職員の努力によりおおむね適正に執行されているものと認められるが、なお、一部に改善及び検討を要すると思われる事項が見受けられたので、今後の事務の執行にあたっては留意されたい。

以下その結果を記述する。

監査対象課の事務分掌と職員の配置状況は、次のとおりである。

(1) 事務分掌について

今回の監査対象課の事務分掌は、次のとおりである。

① 管理係

- ア 下水道会計予算に関すること。
- イ 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- ウ 下水道事業の認可申請に関すること。
- エ 流域下水道に関すること。
- オ 受益者負担金に関すること。
- カ 下水道の使用料に関すること。
- キ 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。
- ク 水洗化の助成融資に関すること。
- ケ 課内庶務に関すること。

② 維持係

- ア 下水道施設の維持管理及び修繕に関すること。
- イ 下水道台帳の整備及び保管に関すること。
- ウ 水質検査に関すること。
- エ その他維持に関すること。

③ 工務係

- ア 下水道工事（排水設備工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。
- イ 横田基地関連下水道工事の設計、施行及び監督に関すること。
- ウ その他工務に関すること。

④ 排水設備係

- ア 排水設備工事に関すること。
- イ 除害施設の設置指導に関すること。
- ウ 水洗化の普及促進に関すること。
- エ 指定下水道工事店に関すること。
- オ その他排水設備に関すること。

(2) 職員の配置状況について

昭和53年9月30日現在の職員配置状況は、次表のとおりである。

職員の配置状況

(単位：名)

課・係名	現在員	職 員 数					
		課 長	係 長	主 事	技 師	主事補	技師補
下 水 道 課	1	1					
管 理 係	4		1	3			
維 持 係	3		1		1	1	
工 務 係	6		1	1	4		
排水設備係	3		1	1		1	
合 計	17	1	4	5	5	2	

1 予算の執行について

予算の執行については、歳入歳出とも計数に誤りなく適正なものと認められた。

なお、予算の執行状況については、別表1のとおりである。

(1) 使用料収入について

公共下水道の使用については、使用者から使用料を徴収する。使用料は、使用者が排出した汚水の量に応じ下水道使用料条例第2条に定めるところにより算定する。汚水排出量の認定は、下水道条例第6条の規定により行う。水道水を使用した場合は水道の使用水量とするが、自家水を使用する場合

は、使用者の態様その他の事情を考慮して市長が認定した水量、製氷業その他の営業であつて、汚水の排出量が使用水量と著しく異なる場合は、その使用者の申告に基づいて市長が認定した水量とする。

監査にあたつては、下水道使用料の算定及び汚水排出量の認定が適正に行われいてるかについて、関係書類を調査した結果、事務処理は適正であると認められた。

なお、使用料50,624千円(一般分6,410千円、基地分44,214千円)の収入見込のうち一般分については問題はないが、基地分については、大口使用料金について市側と調整がつかず現時点では全く使用されておらず、今後の状況如何により使用料収入に大きな影響が生じるものと思われるので、早急にこの問題を解決するよう最善の努力をされ、使用料収入の確保につとめられたい。

2 受益者負担金について

公共下水道に係る福生都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金を徴収する制度を採用して財源を確保し、その完成を昭和60年度を目途として積極的に事業を推進してきた。その結果昭和53年度末の水洗化可能区域は市全域の28.5%になる予

定である。

昭和53年9月30日現在の受益者負担金収入状況は、次表のとおりである。

受益者負担金収入状況

昭和53年9月30日現在

区分 公告 年度	調 定 額		収 入 済 額		収 入 未 済 額		調定に対する収入割合	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
5 3	88,974,040 ^円	5,005 ^件	71,053,769 ^円	2,786 ^件	12,920,271 ^円	2,219 ^件	84.6 [%]	55.7 [%]

監査にあたつては、受益者負担金の賦課徴収事務が適正になされているかについて、関係書類の調査照合を行つた結果、その事務処理は適正なものと認められた。

(1) 受益者負担金一括納付報奨金について

受益者負担金は、5年に分割して徴収することになつてい
るが、受益者が申し出をしたときは、一括納付ができる。一
括納付とは、納期のまだ到来しない受益者負担金を前納する
ことである。この場合には、納期前に納付した負担金額と納
付前に納付した納期数に応じ報奨金が交付される。この交付
率は、下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条第
1項に規定されている。

昭和53年9月30日までの受益者負担金一括納付報奨金
の交付額は、次表のとおりである。

受益者負担金一括納付報奨金調

昭和53年9月30日現在

区分 公告 年度	収 入 済 額		前 納 報 奨 金	
	金 額	件数	金 額	件数
5 3	71,053,769 ^円	2,786 ^件	11,799,360 ^円	1,304 ^件

監査にあたつては、報奨金の交付事務が適正に行われてい
るかについて、受益者負担金納入済通知書等関係書類を調査
した結果、報奨金の交付事務は適正に執行されているものと
認められた。

(2) 受益者負担金の徴収猶予について

受益者負担金の徴収猶予については、下水道事業受益者負
担に関する条例第9条に次のとおり規定されている。

ア 受益者が所有し、又は地上権等を有する土地のうち、現
に耕作の用に供している農地等で、徴収を猶予することが
適当であると認められるとき。

イ 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたこと
等により、受益者が当該負担金を納付することが困難であ
るため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる

とき。

ウ 前各号にかかげるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

受益者負担金の徴収猶予基準の細則は上記条例施行規則第12条に規定されている。

昭和53年9月30日までの受益者負担金の徴収猶予状況は、次表のとおりである。

受益者負担金徴収猶予調

昭和53年9月30日現在

区 分	件数	猶予地積	猶予金額
受益者又は受益者と生計をともにする親族が病気、事故等により生活に困窮し徴収を猶予することが適当と認められるとき	1	109.00	19,838
係争地の場合	9	4,488.66	816,940
公共又は公用地に使用している土地	2	2,290.00	416,780
田・畑・山林等	35	48,449.48	8,817,840
計	47	55,337.14	10,071,398

監査にあたつては、受益者負担金の徴収猶予事務が適正になされているかについて、猶予申請書、猶予決定通知書を調査した結果、事務の処理は良好と認められた。

(3) 受益者負担金の減免について

受益者負担金の減免は、下水道事業受益者負担に関する条例第10条に次のとおり規定されている。

ア 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

イ 前号にかかげるもののほか、その状況により特に負担金を減額又は免除する必要があると認められる土地にかかる受益者

受益者負担金の減免基準の細則は、上記条例施行規則第13条に規定されている。

昭和53年9月30日までの受益者負担金の減免状況は、次表のとおりである。

受益者負担金減免状況調

昭和53年9月30日現在

区 分	件数	減免率	減免地積	減免金額
公の生活扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地	4	100	593.05	107,937
宗教法人及び墓地埋葬地に関する法律による土地 (イ)墓地・納骨堂の敷地	10	100	10,469.22	1,905,404
(ロ)境内地	1	75	4,996.00	681,955
日本国有鉄道及び民間鉄道の踏切道敷及び駅前広場	1	100	1,453.49	264,536

私立保育園、幼稚園にかかる土地	3	75	3,334,59	492,791
自治会等の所有又は使用する集会場の敷地	6	100	2,453,74	446,584
公共性のあると認められる私道	107	100	12,530,96	228,0690
その他市長が減免する必要があると認める土地	27	状況に応じ市長が定める	167,407,32	26,060,714
計	159		203,238,37	32,240,611

監査にあたつては、受益者負担金の減免事務が適正になされているかについて、減免申請書、減免決定通知書を調査した結果、事務処理は良好と認められた。

3 水洗便所改造資金助成及び融資のあつせんについて

(1) 水洗便所改造資金助成について

下水道事業の順調な推進により水洗化可能区域が拡大するに伴い、水洗便所の普及に協力して水洗便所に改造する工事をしようとするものに対して補助金を交付している。

昭和53年9月30日現在の補助金の交付状況は、申請件数177件3,700千円、交付件数46件、1,060千円となつている。

監査にあたつては、補助金の交付事務が適正に執行されているかについて、助成申請書、補助金交付決定通知書等関係帳票を調査した結果、補助金交付事務は適正に処理されているものと認められた。

(2) 水洗便所改造資金融資のあつせんについて

市民であつて、水洗便所に改造工事をしようとする者に対し、市では市の指定する金融機関から改造資金の融資を受けられるようあつせんを行つている。

昭和53年9月30日現在の融資のあつせん状況は、申込件数19件そのうち融資を受けたもの2件500千円となつている。

4 指定下水道工事店について

昭和53年3月6日指定された指定下水道工事店は、昭和53年9月30日現在次表のとおりである。

指定下水道工事店一覧表

昭和53年9月30日現在

指定番号	登録年月日	工事店名	摘要
1	昭53.3.6	高崎管工(株)	昭53.6.1取消
2	"	吉田工務店	
3	"	東栄建設(株)	
4	"	桑林設備工業所	
5	"	清水ブロック工業	
6	"	熊川設備	
7	"	(有)公住建装	

8	昭5 3.3.6	(有)石川設備工業
9		中村設備工業所
10		安藤設備(株)
11		菅野設備工業所
12		(株)森田工業所
13		(有)大森設備工業所
14		山本設備

監査にあたつては、指定工事店に関する事務が適正に行われているかについて、指定工事店名簿及び保証金保管台帳を調査した結果、事務の執行は適正に行われているものと認められた。

5 工事関係について

工事関係については、設計、工事事務等について、起工伺、設計書、契約書等の関係書類について調査照合を行つた。

監査の結果、事務処理等はおおむね良好な処理が認められた。改善、検討事項は次のとおりである。

(1) 標準仕様書について

仕様書については、本市の実状にそわない点があるので再検討願いたい。

(2) 設計変更について

福生中部処理分区汚水マス工事（南新道他3件）において、請負契約金額が当初契約金額にくらべ著しく増額変更されたものがあるが、これは下水道の供用開始（昭和53年6月1日）に備えて急遽設計したため、事前調査が不十分であり、汚水マスの数量等が十分把握できなかつたこと等により、設計変更が生じたものである。これらについては、事前調査等を十分実施し、その結果を当初設計に活用することによりて設計変更はさけられたものと思われる。

今後このようなことがないよう事業の計画的な施行と合せて十分検討願いたい。

(3) 設計及びその他業務の委託契約について

昭和53年9月30日までの委託契約状況は、次表のとおりである。

委託契約状況

名 称	件 数
管 渠 清 掃 委 託	1 件
下水道台帳原図作成委託	1
設 計 委 託	2
地下埋設物調査委託	3
計	7

管渠清掃、設計委託において、積算等の根拠が一部明確でない点が見受けられる。

基準に見合わない現場の委託については、事前調査を十分実施し、契約をするよう是正されたい。

(4) 検査等について

① 検査員の任命について

検査員（材料）の任命については、上司の任命行為が不確実であり、結果の復命等も同様であるので改善されたい。

② 工事監督日誌について

工事監督日誌については、つけておらず工事日報で兼ねているが、工事日報は請負業者から提出されるもので、監督業務として重要な発生事項及び協議指示事項は記入されていない。前記事項を記入した用紙を工事日報に綴込むなどの方法を含めて、工事監督日誌を整えるよう検討願いたい。

(5) その他

工事の施行については、保安施設等の整備をはかるよう十分注意し、工事の安全な施行について業者に指導されたい。

予 算 執

別表1 歳 入（一般会計）

予 算 科 目				
款	項	目	節	
7	分担金及び負担金	2 負担金	2 土木費負担金	1 都市計画費
9	国庫支出金	2 国庫補助金	3 土木費国庫補助金	2 都市計画費
				計

歳 出

予 算 科 目				
款	項	目	節	
8	土木費	2 都市計画費	3 下水道費	2 8 繰 出
			4 都市下水路費	1 9 負担金補助及び
			8 西地区污水管排水路費	1 1 需 用
				1 3 委 託
				1 4 使用料及び賃
				1 5 工 事 請 負
				1 9 負担金補助及び
				2 2 補償補填及び賠償
		9 西地区周辺排水路費	1 1 需 用	
			1 3 委 託	
			1 4 使用料及び賃	
			1 5 工 事 請 負	
			1 8 備 品 購 入	
			1 9 負担金補助及び	
			2 2 補償補填及び賠償	
				計

繰越明許費（ ）内書

歳出科目のうち給料、職員手当、共済費、旅費に